

## 第8章 文化財の防災・防犯

### 1. 想定されるリスクと対策

文化財の確実な保護において大きなリスクとなるのが災害です。東松山市内で起きた災害で記録から確認しうる主なものについては前述のとおりですが、このほかにも記録として残りにくい、人間が関与して生じる人的災害についてもリスク回避のための措置を講じることが大切です。

「埼玉県文化財保存活用大綱」の中でも、「第4章 第2節 文化財を適切に保存する」において「文化財の防災・防犯の推進」を規定し、市町村と連携した防災・防犯対策の周知徹底や、災害発生時の連携について記載しています。

そのほか、文化財を取り巻く災害に関するリスクと対策について、以下のとおりまとめました。



倶利伽羅不動尊毀損と修繕



台風による物見山の被害



## 【自然災害】

### 気象災害（風害・水害・雪害・雷害・酷暑など）

風害については強風による破壊や火災の被害拡大が想定されます。建造物や記念物（樹木）などは破損、倒壊、焼失のリスクが想定されます。

また大気汚染については、特に生態系への影響が懸念され、記念物（動植物）への深刻な被害が生じる可能性も想定されます。

水害に関する本市がはらむリスクについては前述のとおりですが、建造物や美術工芸品（絵画・古文書）などの水没や破壊・倒壊のほか、土砂災害による遺跡や名勝地への影響も想定され、具体的には城館跡の土塁や古墳墳丘の崩壊や名勝地の崖崩れなどが発生しうるリスクといえます。

雪害や雷害については、特に雪の重さによる建造物の損壊や、落雷による建造物・記念物（樹木）の破損、焼失が想定されます。

こうしたリスクに備えるためには、事前の想定が大切で、文化財の状態を常に確認し、環境の変化や想定しうるリスクに応じた先手の対応が必要です。具体的な措置の例として、風害を想定した危険木の剪定・伐採や、古文書の保管方法の向上や万が一に備えての記録（目録）作成、土塁や古墳の養生や、防火設備の整備、酷暑を想定した対応と適切な中止判断などがあり、大きなことから小さなことまで、一つひとつ丁寧に対応していくことが大切です。

### 地象災害（地震・火山など）

地震や火山の噴火などの地象災害は事前に予知することが大変難しい災害といえます。地震による建造物や石造物（墓石や板碑など）の倒壊や、火山噴火降灰による記念物（動植物）への被害は突然やってくるもので、日ごろの準備に加え、現状をつぶさに記録しておくことが大切です。具体的には建造物や石造物を図面や写真などの記録として残すことや、動植物の移り変わりを記録することで、事後の復旧をスムーズに進める効果も期待できます。

## 【人的災害（火災・事故・盗難・毀損(きそん)など）】

自然災害に対し、人間が活動する中で生じる文化財への被害も想定しておく必要があります。人的災害には過失によるものと故意によるものとがあります。過失については、起こりうるあらゆる可能性を一つでも多く想定し、「そうならない」ような環境を作る準備が大切です。一方故意によるものについては対応がより難しいことを理解し、「そうさせない」環境をみんなで作る意識が重要です。

火災に対する対応については、文化財の防災において特に重要な視点で、文化財保護法制定のきっかけとなった法隆寺金堂の火災（昭和24年〈1949年〉）や、近年では首里城の焼失（令和元年〈2019年〉）、国外においてもノートルダム大聖堂での火災（平成31年〈2019年〉）など、特に建造物について、度々被害が生じる事態となっています。こうしたことを受けて文



文化庁では「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」をはじめとする防火対策ガイドラインを適宜改訂しており、都度想定される火災リスク・防火についての基本的な考え方や対応策等をまとめています。防火対策は事前の準備に加え、発災時に迅速に対応する体制の整備も大切で、多くの人が文化財に携わり、適宜必要に応じて柔軟に対応できる環境を日ごろから作っていくことが重要です。

多くの人が文化財に目を向けていくことは、文化財の盗難や毀損(きそん)事案に対しても有効です。特に近年では仏像の盗難や石造物の毀損などの事案が全国的にも問題となっており、こうしたことは人の目の届かないところで、タイミングを狙って発生する傾向にあります。防犯カメラの設置などの具体的な防犯対策に加え、文化財に関心を持ち、何か不審なことやいつもと違うことに気が付いたときに、声が上げやすい体制の整備や人的ネットワークの構築が重要です。

文化財の防災・防犯については、自然災害・人的災害のほかにも、日常生活において、あるいは二次的に文化財に被害が及ぶ事案も想定されます。たとえばキツネなどの動物が史跡を痛める事案が発生したり、木の根が石造物を持ち上げて倒してしまったりする被害や、令和2年（2020年）に世界的流行した新型コロナウイルス感染症によって無形の民俗文化財が休止に追い込まれるなど、いつどういった形で文化財の保護に支障をきたす事態に追い込まれるかわからない現実があります。文化庁が定めた「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」のような様々なガイドラインに基づき、考えうるリスクに先回りした計画的な対策が必要です。また有事に備えて日ごろから多くの人と情報共有し、円滑なコミュニケーションを維持向上させていくことが大切です。

有事の際に、様々なケースを想定し、だれがどのように文化財をケアするのかをあらかじめ決めて共有しておくことも大切で、文化財所有者や東松山市だけでなく、埼玉県や国立文化財機構文化財防災センター等への協力要請も視野に、被害拡大を防ぐ協力体制を拡充する日頃の準備が大切です。

## 2. 文化財の防災・防犯に関する課題と方針

こうしたリスクとその対策を踏まえ、現在東松山市における文化財の防災・防犯に関する課題として、下記の2点が挙げられます。

- ①文化財の現況把握の継続と他機関との連携
- ②有事の際の対応の明確化

これらの課題を解消するための方針として、下記の二つを設定しました。

- 防－1 文化財の所有者や他の機関との連携を強化し、現況把握を継続、強化する。
- 防－2 有事の際の文化財保護体制を整備する。



### 3. 文化財の防災・防犯の措置

これらの課題・方針に基づき、文化財の防災・防犯に関する措置を実施します。また文化財の保存・活用のための措置として記載した様々な事業も文化財の防災・防犯につながります。把握調査などで得たデータは有事の際に文化財に対してどのようにアプローチしていくかの判断材料として大切な情報になりますし、史跡等の日常管理を徹底することは、風水害などの自然災害に対し、被害を最小限に抑えるために効果的です。このように、日常的に行っている様々な取組の中に文化財の防災・防犯につながる素地があることを認識し、それぞれの措置を講じていきます。

文化財の防災・防犯に関わる措置一覧

| No. | 事業名              | 事業内容                                                        | 取組主体 |        |       |      |      | 計画期間                   |                         |                          |
|-----|------------------|-------------------------------------------------------------|------|--------|-------|------|------|------------------------|-------------------------|--------------------------|
|     |                  |                                                             | 行政   | 文化財所有者 | 民間団体等 | 学術機関 | 地域住民 | 令和6～8年<br>(2024～2026年) | 令和9～13年<br>(2027～2031年) | 令和14～18年<br>(2032～2036年) |
| 防-1 | 指定文化財パトロール       | 文化財専門調査員による文化財パトロールを継続し、文化財の現状把握と所有者とのコミュニケーションを促進する。       | ◎    | △      | △     | △    | △    | →                      |                         |                          |
|     | 文化財防災ネットワークの構築   | 文化財所有者、警察署、消防本部、県内外自治体などと連携し、平時の際の情報共有や有事の際の連携の在り方について検討する。 | ◎    | ◎      | △     | △    | ◎    | →                      |                         |                          |
|     | 防犯カメラ等の設置        | 無人の文化財から優先し、監視カメラの設置等の防犯対策を推進する。                            | ◎    | ◎      | △     | △    | ◎    | →                      |                         |                          |
| 防-2 | 防災訓練の実施          | 消防本部や警察署、文化財所有者などと連携し、文化財の防災訓練を実施する。                        | ◎    | ◎      | △     | △    | ◎    | →                      |                         |                          |
|     | 文化財防火対策の強化       | 文化財の防火設備（火災報知器や消火設備）を拡充するとともに、火気使用制限や防火管理体制の整備を進める。         | ◎    | ◎      | △     | △    | △    | →                      |                         |                          |
|     | 文化財レスキューマニュアルの整備 | 有事の際の対応マニュアルについて、他の事例を研究し、市独自のマニュアル作成について検討する。              | ◎    | △      | △     | △    | ○    | →                      |                         |                          |